

○届出に必要な書類・記載方法

届出事項と対応する様式等

表 8 届出事項と対応する様式等（新規届出）

	項目	記入対象 様式	添付書類
a	氏名又は名称及び住所 (法人の場合) 代表者の氏名	●(規則様式第 35 号の 2)	
b	事業の範囲		
c	事業所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積		
d	保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ		
e	保管高の上限		
f	(処分又は再生を行う場合) 当該処分又は再生に係る事業場の所在地及び処分又は再生する有害使用済機器の品目		
g	(事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力		
h	(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の氏名及び住所		
i	事業計画の概要を記載した書類	別紙 1	●
j	事業場の平面図及び付近の見取図		●
k	(事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	別紙 2 等	●
l	事業場又は施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該場所を使用する権原を有すること)を証する書類		●
m	(処分又は再生を業として行う場合) 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類	別紙 3	●
n	(個人の場合) 住民票の写し		●
o	(法人の場合) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書		●
p	(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の住民票の写し		●
q	現況写真		●
r	委任状		●

○書類作成にあたっての注意事項（詳細な内容について、提出先の行政庁とご相談ください）

a. 氏名又は名称及び住所

- ・個人の場合は氏名を記載してください。
- ・法人（企業、団体等）の場合は登記上の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- ・事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（都道府県から番地まで）を記載してください。

b. 事業の範囲

- ・「保管」、「保管及び処分」等の届出する事業の範囲を記載してください。

c. 事業所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積

- ・有害使用済機器の保管等の業を行おうとする事業場の場所の所在地と面積を記載してください。

※敷地が道路等で分割している場合についても、一体的な管理がなされている場合（例

例えば、一つの事務所で2カ所のヤードの管理を行っている場合など）は、一つの事業所とみなします。

- d. 保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ
 - ・有害使用済機器の保管等の場所毎に所在地、面積、保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さを記載してください。
- e. 保管高の上限
 - ・保管場所毎の保管高の上限を記載してください。
- f. 当該処分に係る事業場の所在地及び処分する有害使用済機器の品目
 - ・処分を行う場合は、当該処分に係る事業場の所在地及び処分する事業場毎に処分する有害使用済機器の品目を記載してください。
- g. 当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
 - ・事業の用に供する施設を設置する場合は、当該施設毎に施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力を記載してください。
- h. (未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の氏名及び住所
 - ・未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合は、法定代理人の氏名及び住所を記載してください。
- i. 事業計画の概要【添付書類：別紙1】
 - ・事業の全体計画
 - ・処理の方法（保管・処分の別） ※手解体は保管として取り扱います。
 - ・業務を行う時間、休業日
 - ・業務経歴
 - ・取扱品目（品目毎の受入予定量、予定受入先事業者、保管場所、処理方法、予定持出先）
- j. 事業場の平面図及び付近の見取図【添付書類】
 - ・事業場の状況が分かる平面図（敷地内配置図）
以下の事項を、寸法と共に明示してください。
 - (1) 処理施設、保管施設（不燃性の仕切りを設ける場合を除き、各保管施設間の離隔距離も併せて記載してください）、公害防止施設（油水分離槽等）
 - (2) 選別場所又は積替え作業場所
 - (3) 公道からの進入路、出入口（門扉）、計量器（設置されている場合）
 - (4) 囲いの高さ範囲
 - (5) 排水計画（舗装範囲と勾配、溝・管、会所、分離槽・排水処理施設、排水口等の位置）
 - (6) 駐車場
 - ・事業場の周辺の状況がわかる見取図
住宅地図等により、対象となる事業場の位置及び範囲を明示してください。
- k. 施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図【添付書類：別紙2等】
 - ・事業の用に供する施設を設置する場合は、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

- ・ 平面図等（平面図、立面図、断面図）は以下について作成してください。
 - (1) 有害使用済機器及び処理後物を取り扱う全ての施設（受入物保管、手解体作業場所、処分、処理後物保管に係るもの全て）
 - (2) 前項の施設を設置する建屋
 - (3) 敷地周辺の囲い及び出入口の扉等（敷地内配置図に併記可）
 - ・ 平面図等には以下の事項を含む内容で作成してください。
 - (1) 施設構造についての寸法
 - (2) 投入時にバッテリー等の混入の有無を確認する方法及び設備の位置
 - (3) 原動機の位置、構造、能力
 - (4) 処理物投入口及び排出口
 - (5) 公害防止施設との接続構造
 - (6) 施設の銘板（型式、製造年月、製造者名を記載したもの）の位置
 - (7) 保管施設の壁の耐力構造、保管形状とその寸法または容器の形状材質寸法（容器で保管する場合は図面に代えて、材質寸法を併記等した写真でも可）
 - (8) 保管・処分施設を設置する場所の床面の構造（舗装の種類、範囲、厚さ等）
 - (9) 建屋の概要（開口部、構造、舗装範囲）を明示
 - ・ 構造図には処理施設の主要な処理部分の機械構造として、以下の事項等を明記してください。
 - (1) 破碎、混合、減容施設においては、破碎刃、混合刃、押込スクリー等形状や枚数
 - ・ 設計計算書は、以下の事項等が明記された仕様書、カタログ等としてください。
 - (1) 原動機能力（出力等）
 - (2) 単位時間あたりの処理能力等
 - ・ 当該施設の付近の見取図は、事業場の付近の見取図と兼ねても支障ありません。
- l. 届出者が場所又は施設の所有権を有することを証する書類【添付書類】
- ・ 土地の登記事項全部証明書（申請の3ヶ月以内に発行されたもの）等（借地の場合は賃借契約及び同意書等が必要）
- m. （処分又は再生を業として行う場合）処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類【添付書類：別紙3】
- ・ 処分又は再生を業として行う場合は、処分又は再生に伴って生じた廃棄物の種類別に、その処理方法または再生品の利用方法が明記されたもの
 - ・ 処理後物について、以下の事項を明記すること。
 - (1) 廃棄物の品目または名称
 - (2) 発生量（1日あたり通常及び最大の量）
 - (3) 廃棄物は処理委託先の名称、所在地、処理方法
 - (4) 再生物は販売先の名称、所在地、利用方法
- n. （個人の場合）住民票の写し【添付書類】
- ・ 個人の場合は住民票（届出の直近3ヶ月以内に発行されたものであり、本籍地（外国人の方は国籍等）、個人番号（マイナンバー）は記載されていないもの。）
- o. （法人の場合）定款又は寄附行為及び登記事項証明書【添付書類】

- ・定款にあつては申請時において有効な定款である旨の申立てを記載すること。
 - ・法人の場合は法人の登記事項証明書（届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの）
- p. （未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合）法定代理人の住民票の写し【添付書類】
- ・未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合は、法定代理人の住民票（届出の直近3ヶ月以内に発行されたものであり、本籍地（外国人の方は国籍等）、個人番号（マイナンバー）は記載されていないもの。）
- q. 写真
- ・計画地全体、計画施設及びこれに付随する設備を写した写真（特に以下の事項を、写してください）
 - (1)処理施設、保管施設、公害防止施設（油水分離槽等）
 - (2)選別場所又は積替え作業場所
- r. 委任状
- ・個人の場合は申請者本人でない者が手続きを行う場合、法人の場合は役員又は社員以外の者が手続きを行う場合に必要です。
 - ・届出者の代表者印を押印してください。